

「福崎町自治基本条例」
の制定に向けて！！

平成24年7月5日
福崎町自治基本条例検討委員会

はじめに

- 1 地方自治体を取り巻く情勢の変化
- 2 自治基本条例とは
- 3 自治基本条例の疑問
- 4 まとめ

2

1 地方自治体を取り巻く情勢の変化
<その①>

◆日本の総人口が増加から減少傾向へ

- ・平成17年国勢調査による総人口 127,767,994人
- ・平成22年国勢調査による総人口 128,057,352人

約20年後には

- ・平成42年将来推計人口 総人口 116,620,000人
- ・平成60年将来推計人口 総人口 99,131,000人

3

1 地方自治体を取り巻く情勢の変化
<その②>

◆1995年(平成7年)に生産年齢人口が過去最高となり、以後減少傾向に

(参考)

年齢別人口

- ・15歳以上65歳未満…生産年齢人口(労働力の中核をなす人口層)
- ・15歳未満……………年少人口
- ・65歳以上……………老年人口 } 被扶養人口という。

4

1 地方自治体を取り巻く情勢の変化
<その③>

◆2007年(平成19年)から第1次ベビーブームの団塊の世代が大量退職

(参考)

2007年から2009年にかけて、年齢人口の多い団塊の世代のサラリーマンが定年退職を迎えるため、社会に大きな影響をもたらす危険性が問題視された。

5

1 地方自治体を取り巻く情勢の変化
<その④>

◆地方分権の推進

- 2000年(平成12年) 地方分権一括法が施行
 - ・機関委任事務が廃止
 - ・国と地方公共団体が対等な関係
- 2010年(平成22年) 地域主権戦略大綱が閣議決定
 - ・地方自治体運営の自由度が拡大
 - ・義務付け・枠付けの見直し、権限移譲等が推進

6

1 地方自治体を取り巻く情勢の変化

【ポイント】

- ① 人口減少社会の到来！
- ② 団塊の世代の退職による労働力・税収の減少！
- ③ 高齢化社会による社会保障費の増大！
- ④ 人口・税収増を前提とした仕組みの崩壊！
- ⑤ 地方分権の進展

7

1 地方自治体を取り巻く情勢の変化

<これからの自治体運営>

◆これからは「あれもこれも」から
「あれか、これか」を選択しなければ
ならない時代へ！

※限られた資源を有効に活用するため、現状にあった公共サービスを展開し、住民との参画と協働によるまちづくりを推進していくためのルールが必要です！

8

2 自治基本条例とは<その①>

◆自治基本条例とは

- 自治の基本理念や行政運営の基本原則等を定めたもの
- 地域の課題やまちづくりに関して、誰がどんな役割を担っているかを定めたもの
- 「住民がまちづくりの主体」として、自治体運営の仕組みをルールとして定めたもの

9

2 自治基本条例とは<その②>

◆主な構成要素

- ① まちづくり(行政運営)の方向性、将来像
- ② 住民の権利(生活権、行政への参加権、情報公開請求権等)
- ③ 行政(首長、議会、職員)の義務・責務
- ④ 住民の責務、事業者の責務
- ⑤ 住民参加の手続き・仕組み
- ⑥ 住民投票の仕組み
- ⑦ 住民との参画と協働の仕組み
- ⑧ 住民活動団体への支援等
- ⑨ 他の施策・条例との関係(最高規範性) 等

10

2 自治基本条例とは<その③>

◆自治基本条例の制定状況

(全国)

・2012年4月 全国230以上の市町村が制定済み

(県内)

・宝塚市、伊丹市、篠山市、朝来市、養父市
明石市、宍粟市、丹波市

(県内8団体が制定済み)

(※検討作業中 姫路市、相生市、三田市、西脇市、佐用町)

11

2 自治基本条例とは<その④>

【条例制定のメリット】

- ① まちづくりのルールや仕組みが体系的に理解しやすくなります
- ② 協働のしくみが明確になり、住民参加が一層促進されます
- ③ 住民が自治体運営を見守る判断基準になります
- ④ 計画策定時での住民参加の方法が明確になります
- ⑤ 住民・議会・行政の役割・責任が明確になります
- ⑥ 憲法・法律等の補完的なルール作りができます
- ⑦ まちづくりの主体が住民であることが明確になります 等

12

2 自治基本条例とは<その⑤>

【条例制定のデメリット】

- ① 制定作業においても特定の住民しか参画できない可能性があります
- ② 住民・議員・行政の活動が条例に制約される恐れがあります
- ③ 条例について住民に理解を得るには時間と労力がかかります
- ④ 住民に地域活動への参加を義務づけるなど、住民参加の強要になる恐れがあります
- ⑤ 声の大きい一部住民の意見を反映してしまう恐れがあります
- ⑥ 条例の内容によっては行政の柔軟性が失われる恐れがあります

13

3 自治基本条例の疑問<その①>

Q1 自治基本条例制定の意義は？

⇒ 条例作成のプロセスは、これからの地方自治のあり方を考えていく上では絶好の機会となります。

Q2 条例として定める必要性は？

⇒ 住民参加、情報公開、行政運営などを総合的に整理し、制度化することにより、「まちづくりのルール」がわかりやすくなり、住民との「参画と協働」がさらに推進できるものとなります。

14

3 自治基本条例の疑問<その②>

Q3 地方自治法との関係は？

⇒ 地方自治法には、住民参加・共同、情報公開などの今日の自治体運営に関する規定はほとんどありません。

Q4 総合計画との関係は？

⇒ 総合計画はまちの将来的なビジョンを示した指針です。しかし、それを実現するためのまちづくりの手段などについては規定されていません。

15

3 自治基本条例の疑問<その③>

Q5 福崎町民憲章との関係は？

⇒ 町民憲章は、まちづくりの目標を定めたもので、基本的には、よりよいまちづくりのために住民1人ひとりが守る行動規範です。まちづくりのルールとしての各種手続き等は規定されていません。

Q6 自治基本条例の内容はどこ自治体も同じようになるのでは？

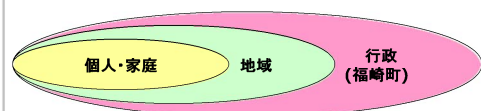
⇒ 自治基本条例は、住民との策定のプロセスが最も重要ですので、条例検討委員会により、住民の多くの意見を反映して必要があります。

16

自治基本条例概念図(その①)

<協力体制のイメージ>

- ◇ 自助・共助・公助のまちづくり
- ◇ 補完性の原則



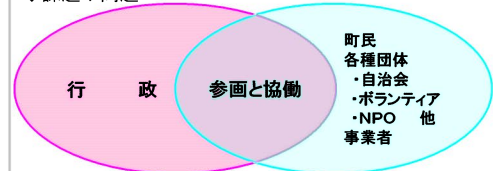
※ 個人・家庭でできないことは地域が、地域でできないことは行政が行うという、お互い補い合えるような関係を築くことが大切です。

17

自治基本条例概念図(その②)

<参画と協働のイメージ>

◇ 課題や問題



※ 行政にできること、町民等にできること、参画と協働でできること

18

まとめ

自治基本条例とは、「住民が主体のまちづくりを進めるためのルールです。」

※自助・自立(律)・共助・公助のバランスを大切に、町民のいのち・くらし・人権が守られるまちづくりを基本として、条例の検討をお願いします。

みんなが同じ情報を共有すること

「町ではどのようなことが行われているのか。」
「何が問題なのか。」などの情報を共有することが大切！！

自治基本条例のポイントは・・・



住民が積極的に参加すること

身近な地域で行われている、地域をより良くしていく活動に参加すること、町の政策などに、意見や提案を出していくことが大切！！

19

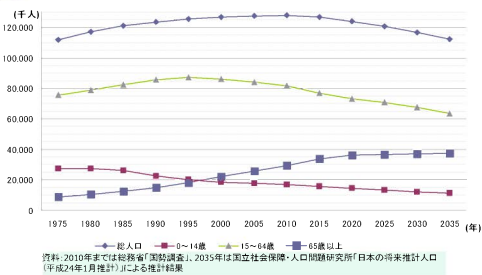
ご清聴ありがとうございました！

主な参考文献等

- 相生市自治基本条例策定に向けて(相生市ホームページ)
- 自治基本条例の制定に向けた取り組み(姫路市ホームページ)
- 総務省統計局「国勢調査」(総務省統計局ホームページ)
- 人口問題研究所「将来人口推計」(人口問題研究所ホームページ)
- ウィキペディア ホームページ

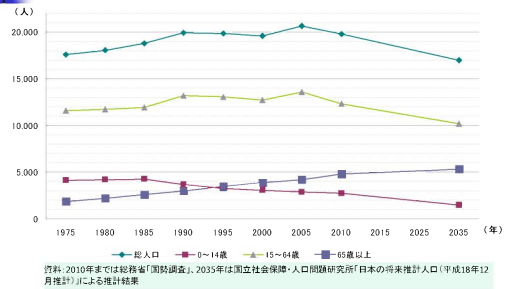
20

年齢区分別人口推計グラフ(国)



21

年齢区分別人口推計グラフ(福崎町)



22